

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター定款の変更について

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第二項の規定により、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター定款の一部を次のように変更するものとする。

令和三年九月十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター定款の変更

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター定款の一部を次のように変更する。

別表一の表岐阜市野一色四丁目三九八番地二の項中「岐阜市野一色四丁目三九八番地二」の下に「（平成二十九年三月二十四日同所三九八番二、三九八番四及び三九八番五に分筆）（平成二

十九年四月三日同所三九八番四を寄附）」を加え、

二〇、八九七・九四

二 在 二

〇、八九七・九四（現在は、二〇、八六六・六）

に改める。

別表二の表中

寄宿舍	渡り廊下	寄宿舍
-----	------	-----

を

寄宿舍（令和三年六	渡り廊下（令和三年	寄宿舍（令和三年六
-----------	-----------	-----------

月三十日除却)	六月三十日除却)	月三十日除却)
---------	----------	---------

に改める。

附 則

この定款の変更は、総務大臣の認可を受けた日から施行する。